

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和2年2月10日（月）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第46号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (2) 議案第47号 農用地利用集積計画書（No. 140）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (3) 議案第48号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
- (4) 議案第49号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和元年度第11回農業委員会総会を開催します。</p> <p>会議に入る前に、本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は5番 片山委員と、6番 小野委員にお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第46号から議案第49号の4議案です。</p>
議 長	<p>議案第46号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 1件議題といたします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>農地区分は小田小学校及び小田公民館から500m以内に位置するため、第3種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
6 番 委 員	<p>事案番号11番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>所有する畑に家を建てるという申請です。排水については柵を設置します。問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号11番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号11番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第47号 矢掛町農用地利用集積計画書(No. 140) (案)の決定に対する意見について、事務局から説明します。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>議案第47号については、岡山県農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。岡山県農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div>

事務局	(計画の内容について説明)
議長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。
	(異議なし)
議長	異議がございませんので、議案第47号について、計画書のとおり決定いたします。
議長	議案第48号 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について 議題といたします。 事務局から説明します。
事務局	改正農地法が平成21年12月15日に施行され、標準小作料制度が廃止されました。代わりに、農業委員会が農地の賃借料等の動向その他の情報の提供を行うことが改正農地法第52条に明記されました。このため、農業委員会において、農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、地域の実勢の賃借料の情報を提供する必要があります。このことを踏まえ、別紙のとおり平均額を算出しましたので、説明いたします。
	(議案朗読説明)
議長	事務局の説明が終わりました。 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について、意見はありませんか。
	(異議なし)
議長	異議がございませんので、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について議決いたします。 農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、広報紙、ホームページ等で賃借料情報を公表することとします。
議長	議案第49号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について 議題といたします。 事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明)

議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、議案第49号について、計画書のとおり決定いたします。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	農地法施行規則該当転用届について 地元委員の確認報告をお願いします。
2 番委員	確認しました。現在ある農業用倉庫を1棟増設します。問題はありません。
議 長	農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	確認しました。1番は貸出人、借受人ともに亡くなられたため、解約します。
山田地区 推進委員	確認しました。2番、3番、4番は、高齢で耕作が難しく、解約をされるということです。
中川地区 推進委員	確認しました。5番から13番までは農地中間管理機構に委託されるということで解約します。14番は借受人が耕作できなくなったため、解約します。15番から17番も農地中間管理機構に委託されるため、解約します。18番は別の土地の利用権設定と開始日を合わせるため、解約します。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。